

申告会場での受付方法について

受付番号札は先着順に配布しますが、事前に必要な書類整理・計算が済んでいる人から会場内にご案内します。

申告をする際には、事前の「必要な書類の整理」や「計算」が必要です。
しかし、これらの作業をしないで来場する人が多く、事前に準備して来た人が長い時間待たなければならない状況にあります。
申告の際には事前に、ご自宅で書類の整理、計算などを行っていただき、円滑な申告ができるよう皆さまのご理解ご協力をお願いします。

◆申告受付時に事前に準備や計算・作成していただくもの（主なもの）◆

書類の整理・準備

- 所得が分かるもの
 - ・給与、公的年金、企業年金などの源泉徴収票
 - ・事業(営業・農業)所得、不動産所得のある人は、収支内訳書など
- 控除することを証明する書類
 - ・医療費の明細書 ※必要事項が記入されていると領収書の添付や提示を省略できます。(自宅で5年間の保存が必要)
 - ・社会保険料、生命保険料、地震保険料などの各種保険料控除(払込)証明書
 - ・ふるさと納税などの寄附金受領証明書
 - ・その他控除に必要な書類

計算・作成を済ませていただくもの

- 医療費控除のある人
事前に『医療費の明細書』を税務署または市役所で入手していただき、医療費控除の対象となる医療費の合計(対象とならないものは計算から除外)と保険等で補てん、補てんされる予定の金額を医療費控除の明細書上で計算しておいてください。
※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制では明細書の様式が異なります。
- 事業所得(営業、農業)や不動産所得のある人
事前に『収支内訳書』を税務署又は市役所で入手していただき、収支内訳書を計算・作成をしておいてください。

※各種様式は国税庁ホームページからもダウンロードできます。